

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
欠席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和元年12月20日(金) 午前9時00分から午前9時23分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和元年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 3番 加藤 さゆみ 委員

議席番号 4番 伊藤 里海 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請	6件
決定第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	29件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	8件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	1件
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	2件
	4. 現況証明願	2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	4件

それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第28号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、長年、個人で建設業を営んでいます。この度、近隣の建設業者からの仕事の依頼に迅速に対応するため、資材置場が必要になりました。私は農地以外に土地を所有していないため、自宅近くの雑種地などを探しましたが、条件に合う土地を見つけることはできませんでした。今般の申請にて、自宅近くの、自分が所有する農地を資材置場として利用する計画です。</p> <p>以上1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成25年に愛西市で会社を設立し、土木工事業や石油類の販売、スポーツクラブなどの事業を営んでいます。事業も順調に推移し、平成28年からは、建設業を主体に営業しておりますが、自社で足場資材を保有していないため、足場資材を借りるための順番や、工事の工期等の問題から、仕事の受注を逃すこともあり大変困っています。今後も新築やリフォーム、屋根の修繕など、足場資材の需要が見込まれることから、自社で足場資材を所有したいと思いましたが、盗難などの恐れもあり保管場所として、できる限り事業所に近い場所という条件で、雑種地などを探しましたが見つからず、困っていたところ申請地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、事業所に近く、国道にも近い申請地を借り受け資材置場として利用する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成15年に津島市内に会社を設立し、建築工事業を営んでいます。現在、事務所のある土地の一部を資材置場として利用していますが、繁忙期には在庫として保管する資材の量が格段に増えるため、高く積み上げるなどの方法で急場をしのいでいます。しかし、作業安全面に問題があり、作業効率も悪くなるため、早急に改善する必要があります。これらを改善するには、新たに資材置場を設ける必要があります。雑種地や白地農地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。そんな折、申請地を貸していただけることとなり、今般の申請にて、申請地を借り受け、資材置場として利用する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成30年にあま市内に会社を設立し、中古自動車の売買を行っています。以前は解体部品をコンテナに積み込んで海外に輸出していましたが、日本の中古車は海外でも人気が高く、普通車からトラックまで幅広い注文があります。顧客の条件に合う中古車を買付けても、輸出するまで保管しておく場所が必要です。現在、申請地の近くの雑種地を借りて保管していましたが、地主から返却するように求められたため雑種地などを探しましたが見つからず、困り果てていたところ、申請地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、車両置場として利用する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成4年に愛西市内に会社を設立し、自動車部品に使用される金属のコイルなどを運ぶ貨物自動車運送業を営んでいます。事業も順調に推移し、第2事業所として東條町に愛西営業所を建設しました。近年、トラック運転手の高齢化や人手不足を理由に運送業者の廃業が相次ぎ、これまで以上に多くの荷物の輸送を依頼されている状況です。顧客の要望に応えるため、流通倉庫を増築し、輸送用のトラックを増車することが不可欠です。そのため、事業用地として本社周辺の土地を探しましたが見つからず困っていたところ、愛西営業所に隣接する農地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、流通倉庫及び駐車場として利用する計画です。

事務局	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成11年に津島市内に会社を設立し、敷地造成や外構工事、道路工事などの土木工事業を営んでいます。事業も順調に推移し、津島市の事業所の他に、あま市にある自宅の敷地内にコンクリートブロックや柵板などの資材を置いています。しかし、資材置場が分散しているため、使い勝手が悪く大変困っています。この度資材置場を1箇所を集約し、効率的に仕事をしたいと考え、事業所に近い、雑種地などを探しましたが見つからず、困っていたところ、申請地を譲っていただけることとなり今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、湊高町の賃貸住宅に妻と子供の4人で生活しております。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在のアパートは大変手狭な状態です。妻と相談し、生まれ育った土地に住居を構えたいと考えるようになりました。私たちは不動産を所有していないため、いくつかの不動産屋をあたり、雑種地や既存宅地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、母が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、母が所有する実家近くの申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から29番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第9号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から29番、全体筆数89筆、面積は75,648㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は45筆、38,084㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は10名の方々で、合計44筆、面積は37,564㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は2019年12月27日、契約開始年月日は2020年1月1日、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第9号について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、2件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上4件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時23分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年12月20日

会 長 日 永 照

議事録署名者

議席番号 3番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 4番委員 伊 藤 里 海